

公益社団法人日本馬事協会種雄馬管理規程

設定	昭和50年	7月	1日
改正	昭和54年	9月26日	
改正	昭和60年	6月	7日
改正	平成5年	4月	1日
改正	平成14年	3月18日	
改正	平成17年	11月	1日
改正	平成19年	7月	1日
改正	平成22年	8月25日	
改正	平成23年	11月	1日
改正	令和3年	5月27日	

(総則)

第1条 公益社団法人日本馬事協会（以下「協会」という。）が馬の改良及び馬産の振興を図るため全国主要馬産地に対してする種雄馬の配置及び配置された種雄馬の管理については、この規程による。

(配置する種雄馬)

第2条 協会が配置する種雄馬は、協会が所有する種雄馬（以下「会有馬」という。）、独立行政法人家畜改良センターが所有する種雄馬及びその他の団体が所有する種雄馬とする。

(配置先)

第3条 種雄馬の配置を受けられることができるものは、農業協同組合、農業協同組合連合会、公社（地方公共団体が出資している法人をいう。）、

馬産の振興を図ることを目的とする非営利団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものに限る。）及び協会の会長（以下「会長」という。）が馬産の振興上特に必要と認めたもの（以下「種雄馬管理団体」という。）とする。

（配置の申請）

第4条 種雄馬管理団体は、種雄馬の配置を希望する場合は、会長が定める日までに様式第1号による申請書を協会に提出しなければならない。

（配置の決定）

第5条 協会は、申請内容及び実馬審査の結果を踏まえ、種雄馬の適正な配置を決定する。この場合、必要に応じ種雄馬配置委員会（以下「委員会」という。）を開催し、その意見を参考にするものとする。

2 委員会は、協会の役職員（支部職員を含む。）、関係道県の職員及び学識経験者若干名をもって構成する。

第6条 協会は、前条の規定により配置される種雄馬（以下「配置種雄馬」という。）を決定したときは、精液検査証明書を添え、馬名、品種、毛色、特徴、生年月日、血統、配置期間、引渡しの日時及び場所、担当者等を種雄馬管理団体に通知する。

（配置料）

第7条 種雄馬管理団体は、種雄馬の配置を受けたときは、協会が別に定めるところにより、配置料を協会に支払わなければならない。

(供託金)

第8条 種雄馬管理団体は、第5条第1項の規定により会有馬である配置種雄馬が決定した場合であって、その配置種雄馬が地方競馬全国協会の補助を受けて購入されたもの（以下「特定配置種雄馬」という。）であるときは、当該特定配置種雄馬の購入価格の10パーセントに相当する額を供託金として協会に納付しなければならない。

(保管証)

第9条 種雄馬管理団体は、第6条の規定による通知を受けたときは、その通知に従い配置種雄馬を引き取り、引取り後5日以内に様式第2号による保管証を協会に提出しなければならない。

(輸送保険及び家畜共済への加入)

第10条 種雄馬管理団体は、前条の規定により配置種雄馬を引き取る際には、当該配置種雄馬を輸送保険に付し、飼養地へ到着後は、すみやかに当該配置種雄馬の加入し得る最高金額の家畜共済に加入しなければならない。

(共済加入の報告)

第11条 種雄馬管理団体は、配置種雄馬の家畜共済に加入し、又は更新したときは、様式第3号による報告書を協会に提出しなければならない。

(共済金の報告)

第12条 種雄馬管理団体は、配置種雄馬の死亡又は廃用事故による共済金の支払いを受けたときは、様式第4号による報告書をすみやかに

協会に提出しなければならない。

(配置期間)

第13条 特定配置種雄馬の配置期間は、6年とする。

(配置換え)

第14条 種雄馬管理団体は、配置期間内に近親交配を回避する等の理由により配置種雄馬の配置換え（転出又は転入、以下同じ。）を希望する場合は、協会に配置換えの申請をすることができる。この場合の配置期間は、当該配置種雄馬の配置期間の残期間とする。

2 種雄馬管理団体は、前項の配置換えをしようとする場合は、あらかじめ協会に連絡のうえ、様式第5号による申請書を協会に提出しなければならない。

3 前2項の規定による配置換え後は、配置換えを受けた種雄馬管理団体に本規程を適用する。

(特定配置種雄馬の配置期間満了時等の措置)

第15条 協会は、特定配置種雄馬の配置期間が満了したときは、現に配置を受けている者に当該特定配置種雄馬を譲渡する。この場合、配置決定時に納付された供託金は返還しない。特定配置種雄馬が配置期間中に死亡又は廃用になったときも同様とする。

(繁殖)

第16条 種雄馬管理団体（会長が特に指定した団体を除く。次項において同じ。）は、飼養管理に必要な細則を定めるとともに、配置種雄馬ごとに管理担当者を定め、善良なる管理者の注意をもって管理し、

配置種雄馬を種付け及び家畜人工授精用精液の採取の用に供さなければならぬ。

- 2 種雄馬管理団体は、管理担当者を変更しようとするときは、あらかじめ様式第6号による管理担当者変更申請書により協会と協議しなければならない。

(精液採取の便宜供与)

第17条 種雄馬管理団体は、わが国の馬の改良増殖に供するため、協会から配置種雄馬の精液採取の申し入れがあった場合には、種雄馬管理団体の業務遂行に支障のない範囲で当該配置種雄馬を精液採取に供するとともに、そのための便宜供与をしなければならない。

(供用計画の報告)

第18条 種雄馬管理団体は、配置種雄馬について毎年1月15日までに、様式第7号による供用計画書を協会に提出しなければならない。

(種付台帳)

第19条 種雄馬管理団体は、様式第8号による種付台帳を備え付け、様式第8号の2又は様式第8号の3による種付け（人工授精を含む。以下同じ。）に関する事項を記載しなければならない。

- 2 種雄馬管理団体は、種付けした雌馬の飼養者から請求のあったときは、その事実を確認し、種付けに関する証明書を発行しなければならない。
- 3 種雄馬管理団体は、毎年10月31日までに、第1項の種付台帳の写し及び様式第9号による配置種雄馬の繁殖成績報告書を協会に提出しなければならない。

(種付料)

第20条 種付料の額については、原則として毎年配置種雄馬ごとに協会と種雄馬管理団体が協議するものとする。

(種畜検査)

第21条 種雄馬管理団体は、その配置種雄馬につき家畜改良増殖法による種畜検査を受けなければならない。

(経費)

第22条 種雄馬管理団体は、配置種雄馬の引取り、飼養管理、疾病の治療、健康検査、引上げ等に要する一切の経費を負担しなければならない。

(事故報告)

第23条 種雄馬管理団体は、配置種雄馬について疾病、傷害、盗難、失そう、死亡その他重大な事故が発生した場合には、直ちに適切な処置を講じるとともに、すみやかにその内容を協会に通報のうえ、次の書類を添えた様式第10号による報告書を協会に提出しなければならない。

- ① 疾病、傷害又は死亡の場合は、獣医師の診断書又は検案書
- ② 重大な事故及び死亡の場合は、その状況が明らかとなる写真

(損害の賠償)

第24条 種雄馬管理団体は、故意又は重大な過失により配置種雄馬に関し協会に損害を与えた場合は、協会に対しその損害を賠償しなければならない。

(損害の弁償)

第25条 種雄馬管理団体は、会有馬である配置種雄馬に疾病、傷害、盗難、失そう、死亡その他の廃用事故があったときは、前条に該当する場合を除き、協会に対し別表に定める損害弁償額の弁償金を支払わなければならない。ただし、協会は、特別の事情があると認めたときは、弁償金の全部又は一部を免除することができる。

(事故馬の廃用処分)

第26条 協会は、配置種雄馬をやむを得ぬ事故等により廃用するとき、あらかじめ関係機関の承認を得るものとする。

- 2 種雄馬管理団体は、やむを得ぬ事故等により配置種雄馬を廃用することが適切と判断したときは、あらかじめ協会に連絡のうえ、様式第11号による種雄馬廃用処分申請書に様式第11号の2から様式第11号の4までの関係書類を添えて協会に申請しなければならない。
- 3 種雄馬管理団体は、配置種雄馬を家畜市場への上場によるセリ売りの方法で廃用処分したときは、様式第11号の5による配置種雄馬セリ売り報告書を協会に提出しなければならない。

(用途変更処分)

第27条 協会は、配置種雄馬をやむを得ぬ事故等により用途変更するとき、あらかじめ関係機関の承認を得るものとする。

- 2 種雄馬管理団体は、配置種雄馬をやむを得ぬ事故等により用途変更することが適切であると判断したときは、あらかじめ協会に連絡のうえ、様式第12号による種雄馬用途変更申請書に様式第12号の2及び様式第12号の3の関係書類を添えて協会に申請しなければならない。

- 3 協会は、前項の規定により種雄馬管理団体から用途変更の連絡を受けたときは、当該配置種雄馬の再活用のため新たな配置先の確保に努めるものとする。
- 4 協会は、新たな配置先の確保が困難と判断したときに限り、第2項の申請を受理するものとする。

(引上げ)

第28条 協会は、配置種雄馬について次の各号の一に該当する場合は、その配置種雄馬を引き上げるものとする。この場合、種雄馬管理団体は、これによって生じた損害の賠償を協会に請求することは出来ない。

- ① 飼養管理が不良であると認められた場合
- ② 種付頭数が著しく少なく、翌年以降も増加する見込みのない場合
- ③ 配置目的に反し、他の目的に使用した場合
- ④ 配置目的を果たし、新たな配置先に配置することが適当と判断される場合

- 2 協会は、前項の規定により引上げをする場合には、あらかじめ日時、場所等必要な事項を種雄馬管理団体に通知するものとし、種雄馬管理団体は、これに従わなければならない。

(指示)

第29条 協会は、必要があると認めるときは、種雄馬管理団体に対し飼養管理その他の事項を指示するものとし、種雄馬管理団体は、これに従わなければならない。

- 2 協会は、前項の規定により指示する場合は、次条に規定する協会の支部等と協議するものとする。

(協会の支部等の任務等)

- 第30条 協会の支部及び協会から馬事振興に関する事務の委託を受けている団体（以下「協会の支部等」という。）は、管内の配置種雄馬の配置及び管理の適正化を図るため、配置種雄馬を含む種雄馬の配置及び配置種雄馬の管理の実情を把握するよう努めなければならない。
- 2 種雄馬管理団体と協会との往復文書は、全て協会の支部等（北海道事務所を含む。）を経由するものとする。

附 則

- 1 この規程は、昭和50年7月1日から実施する。
- 2 日本馬事協会種雄馬配置規程（昭和40年6月29日設定）及び種雄馬の管理委託規程（昭和48年4月1日設定）は廃止する。
- 3 種雄馬の配置管理に関してこの規程に定める事項のほか、借受けた国有貸付種雄馬については家畜等の無償貸付及び譲与等に関する省令（昭和25年4月26日 農林省令第43号）の規制に、地方競馬全国協会の補助により取得した種雄馬については地方競馬全国協会の規制に、それぞれ従うものとする。

附 則

この規程の改正は、昭和54年10月1日から実施する。

附 則

この規程の改正は、昭和61年4月1日から実施する。

附 則

この規程の改正は、平成5年4月1日から実施する。

附 則

この規程の改正は、平成14年4月1日から実施する。

附 則

この規程の改正は、平成17年11月1日から実施し、平成17年度の新規貸付馬から対象とする。

附 則

この規程の改正は、平成19年7月1日から実施する。

附 則

- 1 この規程の改正は、平成22年8月25日に施行し、配置期間に関する改正規定は、平成22年7月1日から適用する。
- 2 この改正規程の施行の際現に改正前の社団法人日本馬事協会種雄馬管理規程（以下「旧規程」という。）第4条の規定により提出されている申請書は、改正後の社団法人日本馬事協会種雄馬管理規程（以下「新規程」という。）第4条の規定により提出された申請書とみなす。
- 3 この改正規程の施行の際現に旧規程第7条の規定により納付されている種雄馬供託金は、新規程第8条の規定により納付された供託金とみなす。
- 4 この改正規程の施行の際現に旧規程第9条第2項の規定により提出されている申請書は、新規程第14条第2項の規定により提出された申請書とみなす。

附 則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益

社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日（平成23年11月1日）から施行する。

- 2 この規程の施行の際現に社団法人日本馬事協会種雄馬管理規程第4条の規定により提出されている申請書は、公益社団法人日本馬事協会種雄馬管理規程第4条の規定により提出された申請書とみなす。

附 則

（実施期日）

この規程は、令和3年6月1日から実施する。

別 表

死亡廃用事故の場合の損害弁償額

死亡廃用事故の時期	損 害 弁 償 額
引取り地から飼養地 までの輸送期間中	(支払いを受けた当該馬の輸送保険金－輸送 保険掛金) × 80 / 100 相当額
配置期間の 満了日まで	<p>支払いを受けた当該馬の死亡廃用による 共済金 × 80 / 100 相当額</p> <p>ただし、当該馬が死亡廃用する日から遡って 1 ヶ月の期間中の疾病にかかる診療・治療費及 び死亡診断書等共済金の支給申請に伴う各種 証明書の発行に要する経費については、上記金 額から減額することができる。</p>

令和 年 種雄馬配置申請書

令和 年 月 日

公益社団法人日本馬事協会 会長 殿

住 所 _____
氏名又は名称 _____

種雄馬の新規配置を受けたいので、種雄馬管理規程第4条の規定により申請します。

記

1. 新規配置希望

区 分	品種別配置希望頭数			管理担当予定者の住所氏名	摘 要
センター有馬					
会 有 馬					
その他団体有馬					
計					

2. 新規配置希望理由

注)

配置希望が複数頭ある場合は、それぞれの馬ごとに希望理由を記述すること。

種雄馬保管証

令和 年 月 日

公益社団法人日本馬事協会 会長 殿

住 所 _____
氏名又は名称 _____

下記の種雄馬の配置を受けたので、種雄馬管理規程第9条の規定により保管証を提出します。

記

センター有・会有・その他有馬の別	
配 置 番 号	
馬 名	
品 種	
毛 色	
生 年 月 日	
特 徴	
配 置 期 間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
管理担当者の住所氏名	

種雄馬家畜共済加入報告書

令和 年 月 日

公益社団法人日本馬事協会 会長 殿

住 所 _____
氏名又は名称 _____

下記の種雄馬について家畜共済に加入（更新）したので、種雄馬管理規程第11条の規定により報告します。

記

配 置 番 号	
馬 名	
共 済 組 合 名	
種雄馬一般馬の別	
共 済 金 額	
共 済 掛 金 額	
共 済 加 入 期 間	
加入(更新)年月日	
加入者の氏名	

種雄馬家畜共済金受領報告書

令和 年 月 日

公益社団法人日本馬事協会 会長 殿

住 所 _____

氏名又は名称 _____

下記の種雄馬について死亡廃用事故による家畜共済金の支払いを受けたので、種雄馬管理規程第12条の規定により報告します。

記

1 受領共済金

配 置 番 号	
馬 名	
共 済 組 合 名	
共 済 金 額	
残 存 価 格	
補 償 金	
支払を受けた共済金	
受 領 年 月 日	
受 領 者 の 氏 名	

2 死亡廃用に伴って要した経費

区 分	金 額	内 訳
死亡廃用前1ヵ月間の 診療・治療費		
共済金支給申請に要した 各種証明に係る経費		
合 計		

種雄馬配置換(転出・転入)申請書

令和 年 月 日

公益社団法人日本馬事協会 会長 殿

住 所 _____
氏名又は名称 _____

下記の種雄馬について配置換え（転出、転入）をしたいので、種雄馬管理規程第14条第2項の規定により申請します。

記

1 配置換え（転出、転入）希望内訳

配 置 番 号	
馬 名	
品 種	
配 置 換 先 団 体 (転入にあつては現配置団体)名称	
配 置 換 期 日	令和 年 月 日

2 配置換え（転出、転入）希望理由

注)

配置換え希望が複数頭ある場合は、1頭ごとに記述すること。

管理担当者変更申請書

令和 年 月 日

公益社団法人日本馬事協会 会長 殿

住 所 _____

氏名又は名称 _____

現在配置を受けている種雄馬の管理担当者を下記のとおり変更したいので、種雄馬管理規程第16条第2項の規定により協議します。

記

1 配置種雄馬

配 置 番 号	
馬 名	
品 種	
毛 色	
生 年 月 日	

2 管理担当者

(1) 旧管理担当者

住 所	
氏 名	

(2) 新管理担当者

住 所	
氏 名	

3 変更の理由

令和 年 種雄馬供用計画書

令和 年 月 日

公益社団法人日本馬事協会 会長 殿

住 所 _____
氏名又は名称 _____

種雄馬管理規程第18条の規定に基づき供用計画を下記のとおり提出します。

記

配 置 番 号				
馬 名				
供 用 地 域 (市町村単位)				
交 配 見 込 数				
供用地域の雌馬数				
種 付 料				
摘 要				

様式第8号

種 付 台 帳
(精 液 採 取 台 帳)

種	種 畜 証 明 書 番 号		
	名 前		
	家畜登録	家畜登録機関名	
		登 録 番 号	
畜	種 類 及 び 品 種		
	生 年 月 日		
	血 統	父	
		母	

種 畜 飼 養 者

住 所

氏名又は名称

備 考

種付台帳は、書面により作成する場合にあっては種畜ごとに別冊としてつづり、電磁的記録により作成する場合にあっては種畜ごとに明確に区分すること。

様式第8号の2

(自然種付けに関する事項)

種 付 し た 雌	番 号					
	馬 名					
	家畜登録機関名 及び登録番号					
	種類及び品種					
	毛色及び特徴					
	生 年 月 日					
	血 統	父				
		母				
	飼養者の住所 及び氏名又は名称					
摘 要						
種 付 年 月 日						
種付証明書	発 行 年 月 日					
	番 号					
子 畜	性					
	生 年 月 日					
	摘 要					

備 考

1. この帳簿には、自然種付けに関する事項を記載し、又は記録すること。
2. 10月31日までにこの写しを協会に提出すること。

様式第8号の3

(家畜人工授精用精液の注入に関する事項)

注 入 し た 雌	番	号				
	馬	名				
	家畜登録機関名 及び登録番号					
	種類及び品種					
	毛色及び特徴					
	生	年	月	日		
	血統	父				
		母				
飼養者の住所 及び氏名又は名称						
注 入 精 液	注	入	年	月	日	
	種	畜	の	名	前	
	獣医師・人工授精師名					
	家畜人工授精用精液証明書番号					
授 精 証 明 書	発	行	年	月	日	
	番	号				
子 畜	性					
	生	年	月	日		
	摘	要				

備 考

1. 注入を受けた雌畜の飼養者から授精証明書の交付を要求される前においては、家畜人工授精用精液証明書を添付しておくこと。ただし、家畜人工授精簿を電磁的記録により作成する場合には、家畜人工授精用精液証明書を必要な時に速やかに照合できるよう適切に保管しておくこと。
2. 10月31日までにこの写しを協会に提出すること。

令和 年 繁殖成績報告書

令和 年 月 日

公益社団法人日本馬事協会 会長 殿

住 所 _____

氏名又は名称 _____

種雄馬管理規程第19条第3項の規定に基づき繁殖成績報告書を提出します。

種雄馬	馬 名				
	品 種				
	飼 養 場 所				
	所 属				
本年種付	種 付 頭 数				
	種 付 料 金				
	備 考				
本年産子	雄				
	雌				
	計 (A)				
前年種付とその受胎・分娩状況等	種 付 頭 数				
	受 胎 数	本年産子計 (A)			
		受胎確認後 販売・死亡等			
		流死産数			
		計			
	不 受 胎 数				
	受胎未確認のまま 販売・死亡等				
摘 要					

注)

- 1 本年並びに前年供用した全ての種雄馬について記載すること。
- 2 「前年種付けとその受胎・分娩状況等」の「種付頭数」の欄は前年報告書の「本年種付頭数」と同じ頭数を記入すること。
- 3 10月31日までに報告すること。
- 4 飼養場所欄は市町村名を記載すること。
- 5 種雄馬の所属は、協会有、センター有、道県有、市町村有、その他とする。
- 6 種付け台帳の写しを添付すること。

種雄馬事故報告書

令和 年 月 日

公益社団法人日本馬事協会 会長 殿

住 所 _____

氏名又は名称 _____

下記の種雄馬に事故があったので、種雄馬管理規程第23条の規定により報告します。

記

1 種雄馬

配 置 番 号	
馬 名	
品 種	
毛 色	
生 年 月 日	
特 徴	
管理担当者の氏名	

2 事故の種類

3 事故の経過

4 平素の飼養管理状況

5 添付書類：獣医師の診断書又は検案書、状況が明らかとなる写真

種雄馬廃用処分申請書

令和 年 月 日

公益社団法人日本馬事協会 会長 殿

住 所 _____

氏名又は名称 _____

下記の種雄馬は、別紙事故等報告書のとおり種雄馬として供用することが困難な状況ですので、廃用処分といたしたく種雄馬管理規程第26条第2項の規定により申請します。

記

1 種雄馬

配 置 番 号	
馬 名	
品 種	
毛 色	
生 年 月 日	
管理担当者の氏名	

2 廃用処分の方法

(1) 家畜市場への上場によるセリ売りの方法の場合

①セリ売り予定家畜市場名：

②セリ売り予定年月日： 令和 年 月 日

(2) 家畜市場への上場ができない場合

①様式第11号の2の廃用処分種雄馬調書を添付すること。

②様式第11号の3の見積書を3名以上の者より徴し、添付すること。

注)

廃用処分に当たっては上記(1)、(2)のいずれかを選択すること。

様式第11号の2

廃用処分種雄馬調書					
馬名				品種	
年齢			体重		
体高		胸囲		管囲	
現状					
評 価 額	算 定 基 礎				
	1. 生体重 (キロ)	×	歩留 (%)	=	枝肉量 キロ
	2. 時価相場 (消費税込み)				採用単価 円
	A 〇月〇日〇〇市場 1キロ当り価格				円
	B 〇月〇日〇〇市場 1キロ当り価格				円
3. 諸経費 (消費税込み)					
A 輸送費 (〇〇～〇〇)				円	
B と場経費				円	
C その他経費				円	
4. 枝肉量 (キロ)	×	単価 (円)	-	諸経費	= 差引額 円
都道府県畜産課 (家畜保健衛生所等) 技術史員 氏名_____					

注)

- 1 現状欄には、廃用処分申請書を提出する時点における当該種雄馬の健康状態 (瘦削、肉付き、毛艶等一般外貌)、種付及び産駒成績等の状況を具体的に記入すること。
- 2 算定基礎の時価相場は、最寄り市場、と場における当該種雄馬と同等の年齢、疾病等を勘案した額とする。
- 3 調書作成者は、原則として地方公共団体職員とする。
- 4 見積りに当たっては、馬名、品種、年齢、体重を公表すること。

見 積 書		
令和 年 月 日		
公益社団法人日本馬事協会 会長 殿		
住 所 _____		
氏名又は名称 _____		
下記のとおり見積りします。		
記		
見積額 金	円也（消費税込み）	
見 積 内 訳		
馬 名		
品 種		
年 齢		
生 体 重		キロ
歩 留		%
枝 肉 量		キロ
枝 肉 <small>キロ</small> 単 価	円	銭
摘 要		

注)

- 1 見積りに当たっては、馬名、品種、年齢、体重は公表された名称、数値を使うこと。
- 2 見積りに当たっては、摘要欄以外は全て記入すること。
- 3 見積りに当たっては、現畜飼養場所での引き渡しを条件とする。従って、見積内訳の枝肉単価は、現畜飼養場所から枝肉になるまでの諸経費を考慮して見積ること。
- 4 見積書を提出し、現畜の引き取りが決定した者は、見積額に記入された金額を指定された口座に入金（振込手数料は振り込み者負担）することにより、書類上の現畜引き渡しが完了したことになる。

種雄馬事故等報告書

令和 年 月 日

公益社団法人日本馬事協会 会長 殿

住 所 _____

氏名又は名称 _____

下記の種雄馬に事故等があったので報告します。

記

- 1 馬 名 :
- 2 事故等の内容（事故の場合はその種類と経緯を、事故以外の場合は種雄馬として供用できなくなった経緯・状況等）
- 3 平素の飼養管理状況
- 4 添付書類
（事故の場合は種雄馬として供用困難となった疾病等の獣医師の診断書等、事故以外の場合は供用できなくなった経緯・状況を裏付けるデータ等）

配置種雄馬セリ売り報告書				
馬名				品種
年齢			体重	
体高		胸囲		管囲
内 訳	売払精算内訳			
	1. 家畜市場落札額			
				円 (A)
	令和 年 月 日開催 _____ 家畜市場 上場			
	2. 諸経費 (消費税込み)			
				円 (B)
	B = ① + ② + ③			
	① 輸送費 (_____ ~ _____)			円
	② 家畜市場経費			円
	② = i + ii + iii			
i せり手数料 (せり価格の _____ %)			円	
ii 入場料			円	
iii その他経費 (_____)			円	
③ 上場手数料 (せり価格の 3%)			円	
3. 精算額				
(A) _____ - (B) _____ =			円	
市場売払委託団体 住所				
団体名 _____				
代表者名 _____				

種雄馬用途変更申請書

令和 年 月 日

公益社団法人日本馬事協会 会長 殿

住 所 _____

氏名又は名称 _____

下記の種雄馬は、別添理由書のとおり将来種雄馬として供用することが困難な状況ですので、用途変更のため有償譲り受け願いたく、種雄馬管理規程第27条第2項の規定により、有償譲受種雄馬調書及び用途変更理由書を添えて申請します。

記

1 種雄馬

配 置 番 号	
馬 名	
品 種	
毛 色	
生 年 月 日	
管理担当者の氏名	

2 有償譲渡後の再活用の方法

様式第12号の2

有償譲受種雄馬調書					
馬名				品種	
年齢			体重		
体高		胸囲		管囲	
現状					
評 価 額	算 定 基 礎				
	1. 生体重 (キロ)	×	歩留 (%)	=	枝肉量 キロ
	2. 時価相場 (消費税込み)				採用単価 円
	A 〇月〇日〇〇市場 1キロ当り価格				円
	B 〇月〇日〇〇市場 1キロ当り価格				円
3. 諸経費 (消費税込み)					
A 輸送費 (〇〇～〇〇)				円	
B と場経費				円	
C その他経費				円	
4. 枝肉量 (キロ)	×	単価 (円)	-	諸経費	= 差引額 円
都道府県畜産課 (家畜保健衛生所等) 技術史員 氏名_____					

注)

- 1 現状欄には、有償譲受申請書を提出する時点における当該種雄馬の健康状態 (瘦削、肉付き、毛艶等一般外貌)、種付及び産駒成績等の状況を具体的に記入すること。
- 2 算定基礎の時価相場は、最寄り市場、と場における当該種雄馬と同等の年齢、疾病等を勘案した額とする。
- 3 調書作成者は、原則として地方公共団体職員とする。

用途変更理由書	
令和 年 月 日	
公益社団法人日本馬事協会 会長 殿	
住 所 _____	
氏名又は名称 _____	
記	
馬 名	
品 種	
年 齢	
生 体 重	キロ
用 途 変 更 理 由	
理由書作成責任者	所 属 役 職 氏 名

注)

種雄馬として供用が困難となった、繁殖障害を証明する獣医師の診断書又は種付け状況等のデータ等を添付すること。